

安全研究及び研究開発に関する原子力事業者との技術的な意見交換の実施

令和5年12月13日

原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、安全研究及び研究開発に関する原子力事業者との技術的な意見交換を実施すること及びその方法について了承を諮るものである。

2. 経緯

継続的な安全性向上をより適切に推進していくためには、原子力規制委員会・原子力規制庁と原子力事業者等が、広範かつ長期的な技術的課題に対する安全研究及び研究開発の動向や取組状況について情報共有した上で、意見交換をしていくことが有効である。

原子力事業者等とこのような機会を設けるべく、10月17日に開催された第17回主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会において、そのような情報共有や意見交換（以下「意見交換」という。）の実施について提案を行った。これに対し、出席した被規制者の原子力部門の責任者からも、意見交換を実施することは双方にとって有益であるとの共通認識が得られた（参考1及び2参照）。

3. 原子力事業者との技術的な意見交換の実施（委員会了承事項）

安全研究及び研究開発に関する原子力事業者との技術的な意見交換を以下のとおり実施することについて了承いただきたい。

（1）開催の方法等

○会合の開催方法は、全体的な取りまとめを行う会合（以下「全体会合」という。）及び個別のテーマごとに専門技術的な意見交換を行う会合（以下「個別テーマ会合」という。）の2段階に分けて実施する。

○全体会合は、以下について情報共有及び議論する場として、公開により適宜（半年に一回程度）開催する。また、資料及び議事録は公開とする。

- ・安全研究及び研究開発に係る現在の取組状況の共有
- ・双方の取組状況や関心を踏まえた、技術的な観点でより深い議論を要する個別テーマの抽出
- ・下記個別テーマ会合の進捗状況の確認及び必要に応じ共同研究の提言等

○個別テーマ会合は、全体会合で抽出された個別テーマごとに、双方の研究担当者が参加して、技術的な課題、研究や開発の進捗状況・成果等について共有し、議論を行う。
なお、個別テーマ会合は、未公表又は非公表の研究データ等を含め、原子力事業者等

の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を用いた技術的な内容を取り扱うことが想定されるため、議事要旨を公開する形での会合として実施する。

(2) 全体会合出席予定者

規制側：原子力規制委員会委員、技術基盤グループ長、技術基盤課規制基盤技術総括官、安全技術管理官、日本原子力研究開発機構安全研究・防災支援部門職員等

事業者側：原子力エネルギー協議会、原子力事業者等

4. 当面のスケジュール

令和6年1～2月頃	1回目の全体会合を開催
令和6年2月頃～	個別テーマ会合を開催
令和6年7月頃	2回目の全体会合を開催し進捗状況を確認

以下、適宜、全体会合と個別テーマ会合を実施

<参考>

- 参考1 第17回主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会資料3（安全研究及び研究開発に係る規制当局と原子力事業者等との意見交換について）
- 参考2 第17回主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会議事録（抜粋）